

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、認定を受けることができます。

| くるみん認定基準 | プラチナくるみん認定基準 |
|--|--|
| ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 | |
| ② 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 | |
| ③ 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 | |
| ④ 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。 | |
| ⑤ 次の①又は②のいずれかを満たしていること。 ① 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が 10%以上 であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の休暇制度を利用した者の割合が合わせて 20%以上 であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 (300人以下企業の特例あり) | ⑤ 次の①又は②のいずれかを満たしていること。 ① 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が 30%以上 であること。 ② 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて 50%以上 であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。 (300人以下企業の特例あり) |
| ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、 75%以上 であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 (300人以下企業の特例あり) | ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、 75%以上 であること。 (300人以下企業の特例あり) |
| ⑦ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 | |
| ⑧ 計画期間の終了日の属する事業年度において次の①と②のいずれも満たしていること。 ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月 45時間未満 であること。 ② 月平均の法定時間外労働 60時間以上 の労働者がいないこと。 | |
| ⑨ 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 | ⑨ くるみん認定基準の⑨の①～③すべての措置を実施しており、①又は②のうち、少なくともいずれか一方について定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。 |
| ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 | ⑩ 次の①又は②のいずれかを満たしていること。 ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が 90%以上 ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が 70%以上 のいずれかを満たすこと。 (300人以下企業の特例あり) |
| | ⑪ 育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。 |
| | ⑫ くるみん認定基準⑩と同一 |
| プラス認定基準 | |
| ① 不妊治療のために利用できる休暇制度及び両立支援制度を整備していること。 | |
| ② 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び①の制度の内容を労働者へ周知していること。 | |
| ③ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。 | |
| ④ 両立支援担当者の選任及び労働者への周知を実施していること。 | |

山口労働局管内の次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況

認定企業一覧（令和4年12月25日現在）

（1）くるみん認定（プラス認定）企業（30社）

| | 企業名 | 認定年（プラス認定年） | 業種 | 所在地 |
|----|------------------|-------------------------|-----------|-------|
| 1 | 株式会社西京銀行 | 2007年・2010年・2015年 | 銀行業 | 周南市 |
| 2 | 医療法人茜会 | 2008年 | 病院 | 下関市 |
| 3 | 医療法人愛の会 | 2010年・2014年 | 病院 | 下関市 |
| 4 | 株式会社ライブス | 2012年 | 美容業 | 周南市 |
| 5 | 医療法人協愛会阿知須共立病院 | 2012年・2013年・2015年・2020年 | 病院 | 山口市 |
| 6 | 株式会社トクヤマ | 2012年 | 製造業 | 周南市 |
| 7 | 株式会社中冷 | 2013年 | 製造業 | 下関市 |
| 8 | 医療法人社団青藍会 | 2013年 | 病院 | 山口市 |
| 9 | 医療法人岩国病院 | 2013年 | 病院 | 岩国市 |
| 10 | UBE株式会社 | 2013年・2015年・2020年 | 製造業 | 宇部市 |
| 11 | 社会福祉法人朋愛会 | 2013年 | 介護事業 | 下関市 |
| 12 | 宇部工業株式会社 | 2014年・2017年 | 建設業 | 宇部市 |
| 13 | 社会福祉法人青藍会 | 2014年 | 介護事業 | 山口市 |
| 14 | 山口スバル株式会社 | 2015年 | 自動車小売業 | 山口市 |
| 15 | 国立大学法人山口大学 | 2015年 | 大学 | 山口市 |
| 16 | 有限会社と一か | 2015年 | 介護事業 | 周南市 |
| 17 | 東ソー株式会社 | 2016年 | 製造業 | 周南市 |
| 18 | 社会福祉法人幸洋福祉会 | 2018年・2021年 | 介護事業 | 下松市 |
| 19 | 社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 | 2018年 | 社会福祉・介護事業 | 岩国市 |
| 20 | 有限会社ロータス | 2019年 | 服飾小売業 | 周南市 |
| 21 | 株式会社奥野工務店 | 2020年 | 建設業 | 山口市 |
| 22 | 株式会社太陽コミュニケーションズ | 2020年 | フィットネスクラブ | 萩市 |
| 23 | フラワー・プロスTMS株式会社 | 2020年 | 調剤薬局 | 宇部市 |
| 24 | 株式会社テレトピア | 2020年 | 携帯電話販売業 | 下関市 |
| 25 | 株式会社イーストウインド | 2021年 | 娯楽業 | 下関市 |
| 26 | 中国水工株式会社 | 2021年 | 土木建築サービス業 | 宇部市 |
| 27 | 株式会社アクロス | 2022年 | 調剤薬局 | 周防大島町 |
| 28 | 株式会社長野総合建築事務所 | 2022年 | 土木建築サービス業 | 岩国市 |
| 29 | セコム美祢セキュリティ株式会社 | 2022年 | 警備業 | 美祢市 |
| 30 | 社会福祉法人ふたば園 | 2022年 | 社会福祉事業 | 萩市 |

（参考）全国の認定企業数 3,970社（令和4年9月末現在）

（2）プラチナくるみん認定（プラス認定）企業（6社）

| | 企業名 | 認定年（プラス認定年） | 業種 | 所在地 |
|---|-----------------|--------------|---------|-----|
| 1 | 医療法人愛の会 | 2019年 | 病院 | 下関市 |
| 2 | 東ソー株式会社 | 2021年 | 製造業 | 周南市 |
| 3 | 株式会社トクヤマ | 2022年 | 製造業 | 周南市 |
| 4 | 株式会社テレトピア | 2022年 | 携帯電話販売業 | 下関市 |
| 5 | UBE株式会社 | 2022年 | 製造業 | 宇部市 |
| 6 | フラワー・プロスTMS株式会社 | 2022年（2022年） | 調剤薬局 | 宇部市 |

（参考）全国の認定企業数 515社（令和4年9月末現在）